

第15章 府、市町村における公害・環境行政体制の整備

第1節 府における状況等

第1 組織の概要

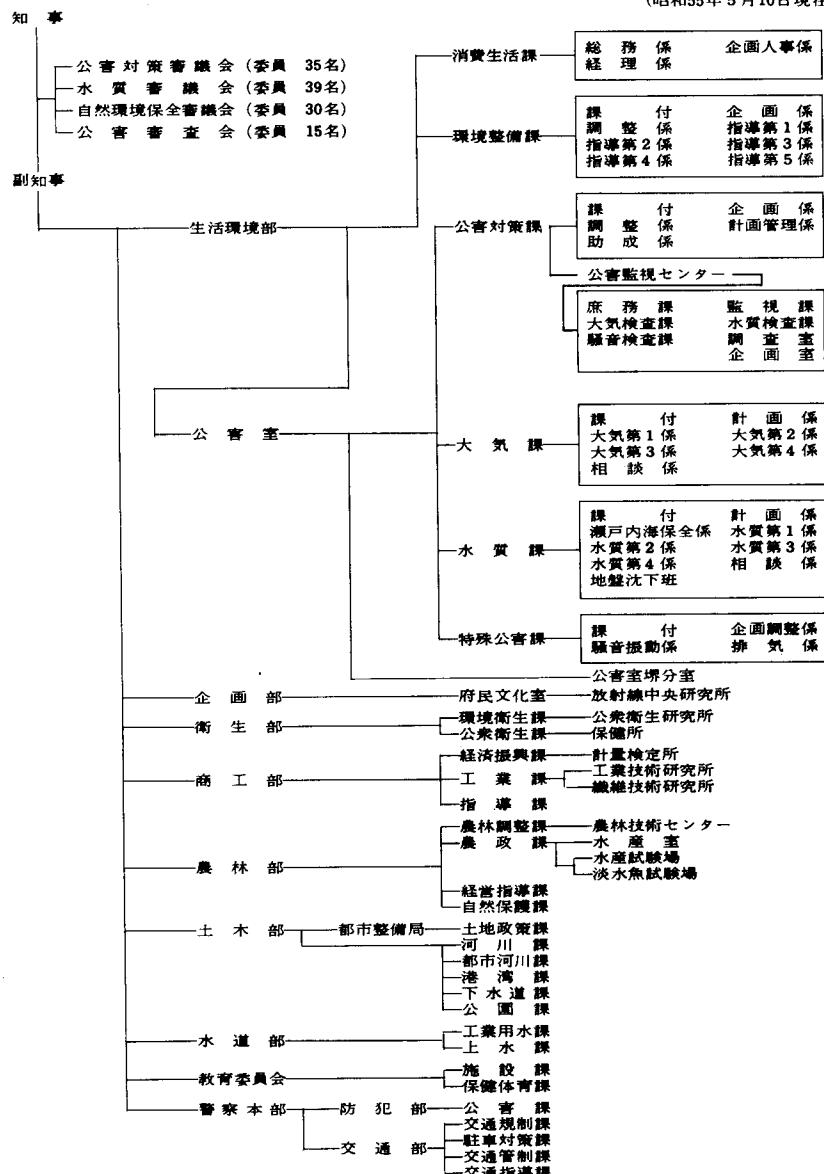
府では公害を防止し、生活環境を保全することにより府民の健康を保護するため、昭和45年11月に公害対策を担当する組織として生活環境部を設置し、その整備、強化を図るとともに、昭和48年4月には自然環境保全対策担当部門として農林部に自然保護課を、また、環境汚染に係る保健対策担当部門として衛生部に環境保健課をそれぞれ設置するなど、公害・環境行政に関する組織の整備、拡充に努めてきた（表3-15-1及び図3-15-1）。

表3-15-1 公害・環境行政主要組織の変遷

年 月	事 項
昭28. 2	衛生部環境衛生課に公害係 設置
33. 5	商工部振興課に公害係 設置
36. 4	商工部に公害課 設置
38. 8	企画部に企画総務課（分掌事務：公害防止の基本対策に関する業務及び調整業務）設置
41. 4	企画部に公害室（企画調整課、指導課）設置（衛生、商工両部の公害業務を引継ぐ）
43. 9	公害監視センター（庶務課、監視課、検査課、調査室）設置
45. 4	公害室を企画調整課、大気課、水質騒音課の3課に拡充
11	生活環境部設置（公害室を企画部から移管し、企画調整課を公害対策課に改称）
	生活環境部に環境整備課 設置
	公害室堺分室（分掌事務：堺泉北臨海工業地帯の公害対策の推進）設置
	大阪府公害審査会 設置
46. 3	大阪府公害対策審議会 設置
7	水質騒音課に地盤沈下班 設置
10	大阪府水質審議会 設置
12	公害室に特殊公害課 設置、水質騒音課を水質課に改称
48. 4	公害対策課に計画管理係（分掌事務：環境管理計画及び大阪地域公害防止計画の進行管理）設置
	衛生部に環境保健課（分掌事務：公害保健業務）設置
	農林部に自然保護課（分掌事務：自然環境保全業務）設置
49. 4	水質課に瀬戸内海保全係 設置
	公害監視センターの検査課を大気検査課、水質検査課、騒音検査課の3課に拡充
	環境科学センター設立準備室 設置
	府警察本部防犯部に公害課 設置
5	大阪国際空港周辺整備機構 設立
53. 4	生活環境部生活総務課と消費生活課を統合して消費生活課を、衛生部環境保健課と環境衛生課を統合して環境衛生課を設置
54. 5	公害監視センターの環境科学センター設立準備室と公害対策課の調査係を統合して公害監視センターに企画室を設置

図3-15-1 公害・環境行政主要組織概要図

(昭和55年5月10日現在)



(付表)

部 課		分 嘉 事 務
生 活 環 境 部	消費生活課	部の行政の総合企画、調整、予算、経理、組織、広報、公聴等
	環境整備課	生活環境整備対策の企画、調整及び推進 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行等
公 害 室	公害対策課	公害防止対策の立案、調整及び推進並びに公害防止の融資、助成 公害健康被害補償法、公害紛争処理法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行等
	大気課	大気汚染防止法、悪臭防止法、府公害防止条例の施行等
	水質課	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、工業用水法、府公害防止条例の施行等
部	特殊公害課	騒音規制法、振動規制法、府公害防止条例の施行等 自動車及び航空機公害対策の企画、調整及び推進
	公害監視センター	公害の状況の監視、公害試料の検査、分析及び公害の調査研究
金 部	放射線中央研究所	放射線等に関する調査研究、指導及び普及
衛 生 部	環境衛生課	環境保健体制の整備及び公害の人体影響調査
	公衆衛生課	保健所における公害保健業務
	公衆衛生研究所	大気汚染の人体影響に関する研究
商 工 部	指導課	工場立地、中小企業の構造の高度化
	工業課	公害防止技術の指導及び普及、中小企業の設備の近代化
	工業技術研究所	工業技術の試験研究、指導及び普及
	繊維技術研究所	繊維工業技術の試験研究、指導及び普及
	計量検定所	環境計量証明事業
農 林 部	経営指導課	農業、畜産公害対策業務
	農林技術センター(環境部)	農作物等の公害調査、分析及び試験研究
	自然保護課	自然環境の保全と回復に係る対策の立案、調整及び推進並びに鳥獣保護対策業務、自然環境保全法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、府自然環境保全条例の施行等
	水産室	漁業公害の監視等の漁場保全対策業務

部 課		分 務
農 林 部	水 産 試 験 場	漁況、海況の調査研究
	淡 水 魚 試 験 場	内水面の水産物の生存環境、生態の調査研究
土 木 部	土 地 政 策 課	国土利用計画法の施行等
	河 川 課	河川、運河の浄化、環境整備
	都 市 河 川 課	特定の河川・運河の浄化、環境整備、地盤沈下対策業務
	港 湾 課	港湾の浄化、緑化
	下 水 道 課	下水道事業の計画、実施
	公 園 課	都市公園の設置等
水 道 部	工 業 用 水 課	工業用水道事業の計画施行、浄水場の浄化
	上 水 課	浄水場の浄化
教 育 委 員 会	施 設 課	府立学校の公害対策業務
	保 健 体 育 課	保健体育の指導助言、教職員・生徒の健康管理
警 察 本 部	公 害 課	公害関係法令違反の取締り、公害関係事案の苦情処理
	交 通 規 制 課	交通規制業務
	駐 車 対 策 課	駐車規制業務
	交 通 管 制 課	交通管制、広域交通制御業務
	交 通 指 導 課	交通公害関係事案の指導取締、苦情処理 道路運送関係法令違反事件の捜査

第2 公害関連事業費

昭和54年度における公害防止関連事業費（決算（見込）額）は、約686億円で、前年度に比して約12%増加している（表3-15-2、詳細は付録1の「昭和54年度公害関連主要事業費一覧」参照。）。

表3-15-2 公害関連事業費(部局別)

(単位:千円)

部局 年 度	決算額(見込)額		増減率
	昭54	53	
生活環境部	5,043,435	5,676,764	△11.2%
総務部	690,000	491,600	40.4
企画部	15,650	15,641	0.1
衛生部	35,215	473,934	△92.6
商工部	6,712,219	4,834,510	38.8
農林部	1,454,338	1,239,543	17.3
土木部	48,042,249	41,607,045	15.5
建築部	82,000	62,177	31.9
水道部	5,350,071	6,079,809	△12.0
公安委員会	1,025,909	797,561	28.6
教育委員会	91,008	58,489	55.6
合計	68,542,094	61,337,073	11.7

第3 市町村に対する助成等

公害規制を迅速かつ適確に行うためには、地域と最も密接な関連を有する市町村との協力関係を確立するとともに、府公害防止条例に基づく事務の一部を市町村長に委任して、地域の特性に応じた有効かつ円滑な公害行政の推進を図る必要がある。

府では、この事務委任に伴う経費を交付するとともに、市町村における公害監視機能の整備充実を図るために必要な助成措置等を講じてきている。

(1) 大阪府公害防止事務費交付金の交付

府公害防止条例に基づく事務の委任に伴う経費として、昭和54年度には、大阪市ほか43市町村に対し、総額7,951万8千円を交付した。

(2) 大阪府市町村施設整備資金貸付金の貸付

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)に基づき、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村並びに公

害監視測定機能の強化を図るため検査分析装置を整備する市町村に対し6億7,140万円を貸付けた。

(3) 市町村職員公害技術研修の実施

市町村の公害担当職員の資質向上に資するため、公害監視センターにおいて公害技術研修を実施した（研修期間：昭和54年9月～11月）。研修科目ごとの受講者数は表3-15-3のとおりであった。

表3-15-3 市町村職員公害技術研修受講者数（昭和54年度）

科 目	研 修 受 講 者 数	講 義	実習受講者数(137名)の内訳										
			水質 検査	水質 調査	大気 調査	大気 検査	工場 騒音	道路 騒音	道路 計算	航 空 機 算	振 動 計 算	常時 監視	情 報 処理
受 講 者 数	名 148	248	7	10	4	13	19	16	12	7	8	19	22

第2節 市町村における状況等

第1 組織の概要

市町村は、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、府の公害の防止に関する施策に準じて必要な施策を実施するなど地域住民に密接に関連する生活環境の保全について極めて重要な役割を担っている。

このため市町村においては、いわゆる典型7公害を含め各種の生活環境の阻害現象に対応して環境行政組織の整備・強化を図るとともに、公害対策の基本的事項を調査、審議する公害対策（環境保全）審議会、公害問題に関する住民の意向のは握等を目的とする公害（環境）モニターの設置など当該地域に即応した公害・環境行政体制の充実を図っている（表3-15-4）。

表3-15-4 市町村における公害担当組織等の状況

（昭和55年4月1日現在）

該当市町村等 内 容		該 当 市 町 村		職 員 数		
		市 町 村	合 計	事務系	技術系	合 計
本 府	公害専門部(局)を有している市町村	大阪市(268)、堺市(80)、豊中市(40)、東大阪市(52)	4	96	230	326
	公害専門課(室)を有している市町村	岸和田市(17)、吹田市(32)、高槻市(34)、守口市(16)、枚方市(34)、茨木市(22)、八尾市(27)、寝屋川市(25)、門真市(14)、高石市(6)、泉南市(5)、熊取町(2)、岬町(2)	13	114	86	200
	公害専門係(班)を有している市町村 <small>(専門課(室)を設けることなく、専門係(班)により対処しているものをいう。)</small>	泉大津市(6)、池田市(10)、貝塚市(8)、泉佐野市(9)、富田林市(9)、河内長野市(7)、松原市(13)、大東市(11)、和泉市(12)、箕面市(9)、柏原市(6)、羽曳野市(10)、摂津市(8)、藤井寺市(6)、四条畷市(5)、交野市(6)、忠岡町(1)、美原町(2)、狹山町(4)、田尻町(1)	20	89	18	107
	公害担当職員を有している市町村	能勢町(1)、島本町(2)、阪南町(4)、太子町(1)、河南町(1)、千早赤阪村(1)、豊能町(1)	7	27	1	28
合 計			44	326	335	661

内 容	該 当 市 町 村	
	市 町 村	合 計
公害センター又は公害研究所を有している市町村	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、高石市、東大阪市、岬町	7市1町
公害対策審議会等を置いている市町村	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、貝塚市、八尾市、大東市、和泉市、高石市、東大阪市、泉南市、四条畷市、富田林市、交野市、岬町	17市1町
公害モニター等を置いている市町村	豊中市、吹田市、枚方市、寝屋川市、高石市	5市

(注) 1 本表は、環境庁の実施した「地方公共団体の環境保全対策について(昭和54年度)」の調査及び本府の別途の照会(昭55. 6. 4 公害第103号)に基づき作成したものである。
 2 ()内は当該市町村の人口(昭和54年10月1日現在。単位:万人、千人以下切り捨て)を示す。

第2 公害対策事業費

府下市町村における昭和53年度の公害対策事業費(決算額)は約1,517億円で、前年度に比して約9.9%の増加をみせている。その内訳をみると公害防止事業費(全体の77.2%)と公害健康被害救済経費(全体の16.9%)の2項目で、市町村における公害対策事業費の94.1%を占めている(表3-15-5)。

このうち公害防止事業費を関連事業の種類別にみると、下水道整備事業費(72.3%)が最も多く、次いで廃棄物処理施設整備事業費(14.7%)、教育施設等の移転及び施設整備事業費(4.8%)、緩衝緑地等整備事業費(3.4%)と続いており、対策別では水質汚濁対策費(74.4%)、廃棄物対策費(13.4%)が主なものとなっている(表3-15-6)。

表3-15-5 市町村における公害対策事業費（昭和53年度）

(単位：千円)

経費の項目	年 度	決 算 額		増 減 率
		昭 53	52	
一般経費 (人件費、広報活動費等)		5,246,059	4,643,901	13.0%
公害規制及び調査研究費 (機械器具購入費、監視測定事務費等)		1,074,849	929,953	15.6
公害防止事業費		117,060,873	110,905,478	5.6
公害防除施設整備資金 (助成金、貸付資金)		806,941	632,513	27.6
健康被害救済経費		25,569,931	19,722,515	29.6
その他の		1,906,086	1,147,281	66.1
合 計		151,664,739	137,981,641	9.9

(注) 本表は、自治省が実施した「昭和53年度公害対策事業費の決算について」の調査に基づき作成したものである(以下表3-15-6について同じ。)。

表3-15-6 市町村における公害防止事業費（昭和53年度）

(1) 事業の種類別

(単位：千円)

事業の種類	年 度	昭 53		52
		決算額	構成比 (%)	
下水道整備事業		84,628,273	72.3	80,194,755
緩衝緑地等整備事業		4,006,531	3.4	4,797,751
廃棄物処理施設整備事業		17,186,978	14.7	14,286,573
教育施設等の移転及び施設整備事業		5,591,177	4.8	4,588,672
港湾、漁港等浄化事業		834,075	0.7	687,598
河川、湖沼等浄化事業		871,403	0.7	946,187
農用地等の客土、施設新改築事業等		309,605	0.3	325,975
地盤沈下対策事業		3,264,930	2.8	4,655,208
その他の		367,901	0.3	422,759
合 計		117,060,873	100.0	110,905,478

(2) 対策別

(単位:千円)

対策の種類	年 度 金額	昭 53		52
		決算額	構成比 (%)	決算額
大気汚染対策	4,886,144	4.2	7,219,463	
水質汚濁対策	87,142,322	74.4	81,916,715	
土壤汚染対策	149,744	0.1	180,439	
騒音・振動対策	5,452,973	4.7	3,636,319	
地盤沈下対策	3,264,930	2.8	4,653,162	
悪臭対策	103,990	0.1	700,239	
廃棄物対策	15,696,207	13.4	12,394,530	
その他	364,563	0.3	204,611	
合計	117,060,873	100.0	110,905,478	

第3 公害防止条例等の制定状況

府下市町村においては、各種の身近な生活環境の阻害現象に対処するため、公害・環境行政組織の整備、拡充と併せて当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な規制を行うこととしており、日照・電波障害等の防止、空地の適正管理などのほか、自然保護、文化財の保護に関する措置を含め、住みよい生活環境を創造するため、広く公害防止と環境保全に関する事項を内容とした条例を制定している。

昭和55年4月1日現在では、府下44市町村の半数を超える24市町が、これらの環境保全に関する条例を制定しており、特に昭和52年以降、9市町が相次いでその制定を行っている(表3-15-7)。

これら市町村の環境保全に関する条例の形式をみると、おおむね次のように分類することができる(以下表3-15-7の形式分類に用いる。)。

- ① 環境保全に関する基本条例のもとに公害防止条例等を制定している市町村(基本条例のみを制定している市を含む。).....4市1町
- ② 公害防止と生活環境の保全とを併せた総合的な環境保全に関する条例を制定している市町村.....11市1町
- ③ 公害防止に関する条例とそれ以外の生活環境の保全に関する条例を別個に制定している市町村.....2市

④ 環境保全に関する基本的事項を憲章的に定めた条例を制定

している市町村……………3市2町

また、市町村の公害防止条例等においては、地域の汚染の改善と未然防止を図るために、工場等の立地規制に関する規定を設けているものがあり、その内容は、工場等の設置の許可制をとっているものが7市、工場等の設置の事前協議制をとっているものが3市となっている。

表3-15-7 市町村における公害防止条例等の制定状況

市町村	公害防 止 条 例 等			条例の主要内容			形式分類
	名 称	制定年月日	施行年月日	規制基準の設定	立地規制の措置	公害防止協定の締結	
高 機 市	高槻市生活環境の向上等に関する基本条例(昭和44年高槻市条例第41号)	昭44. 9. 1	昭44. 11. 1				①
	高槻市の公害防止と環境保全に関する条例(昭和47年高槻市条例第44号)	47. 7. 11	48. 1. 10	○	○	○	
枚 方 市	枚方市公害防止条例(昭和46年枚方市条例第38号)	46. 12. 24	47. 4. 1	○	○	○	③
	枚方市生活環境条例(昭和49年枚方市条例第1号)	49. 1. 4	49. 4. 1				
吹 田 市	吹田市公害防止条例(昭和47年吹田市条例第12号)	47. 4. 1	47. 4. 1			○	③
	吹田市民の環境をよくする条例(昭和49年吹田市条例第13号)	49. 4. 1	49. 5. 1				
島 本 町	島本町生活環境保全に関する基本条例(昭和47年島本町条例第17号)	47. 6. 1	47. 6. 1				①
	島本町地下水汲上げ規制に関する条例(昭和50年島本町条例第13号)	50. 6. 26	50. 7. 1	○			
茨 木 市	茨木市の環境保全に関する条例(昭和47年茨木市条例第28号)	47. 10. 24	47. 12. 1	○			②
交 野 市	交野市民の生活環境を守る条例(昭和48年交野市条例第3号)	48. 3. 1	48. 3. 1				④
東 大 阪 市	東大阪市の環境保全に関する基本条例(昭和48年東大阪市条例第8号)	48. 4. 2	48. 4. 2				①
	東大阪市公害防止条例(昭和48年東大阪市条例第9号)	48. 4. 20	48. 9. 1	○	○	○	
門 真 市	門真市生活環境基本条例(昭和48年門真市条例第20号)	48. 6. 26	48. 6. 26				④
豊 中 市	豊中市環境保全条例(昭和48年豊中市条例第40号)	48. 10. 15	48. 12. 1	○	○	○	②
四 条 県 市	四条畷市生活環境条例(昭和50年四条畷市条例第8号)	53. 3. 25	50. 9. 1				②
泉 南 市	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例(昭和50年泉南市条例第11号)	50. 3. 29	50. 8. 1	○	○	○	②
河 内 長 野 市	河内長野市より良い環境をつくる条例(昭和50年河内長野市条例第18号)	50. 6. 18	50. 9. 17	△	○		②
岸 和 田 市	岸和田市環境保全条例(昭和51年岸和田市条例第17号)	51. 3. 31	52. 3. 30	○	○	○	②
泉 大 津 市	泉大津市環境保全条例(昭和51年泉大津市条例第14号)	51. 4. 1	51. 6. 30	△			②
忠 岡 町	忠岡町環境保全条例(昭和51年忠岡町条例第29号)	51. 8. 11	51. 8. 11				②
守 口 市	守口市民の環境をまもる基本条例(昭和52年守口市条例第19号)	52. 3. 28	52. 4. 1				①
貝 塚 市	貝塚市環境保全条例(昭和52年貝塚市条例第6号)	52. 3. 30	52. 12. 1				②
八 尾 市	八尾市民の環境を守る基本条例(昭和52年八尾市条例第13号)	52. 3. 31	52. 4. 1				①
	八尾市公害防止条例(昭和54年八尾市条例第12号)	54. 10. 1	55. 4. 1	○	○	○	
	八尾市生活環境紛争処理条例(昭和54年八尾市条例第18号)	54. 10. 1	55. 1. 7				
箕 面 市	箕面市環境保全条例(昭和52年箕面市条例第25号)	52. 4. 1	52. 10. 1			○	②
攝 津 市	攝津市生活環境条例(昭和52年攝津市条例第9号)	52. 4. 1	52. 7. 1			○	②
富 田 林 市	富田林市の環境保全と向上に関する基本条例(昭和52年富田林市条例第23号)	52. 6. 29	52. 6. 29				④
豊 能 町	豊能町の環境保全に関する基本条例(昭和52年豊能町条例第5号)	52. 9. 14	52. 9. 14				④
池 田 市	池田市環境保全条例(昭和53年池田市条例第14号)	53. 7. 1	53. 10. 1		△	○	②
太 子 町	太子町環境保全に関する条例(昭和53年太子町条例第21号)	53. 12. 15	53. 12. 15				④

(注) 1 「形式分類」欄の番号は本文中の形式分類に対応する。

2 「立地規制の措置」の欄中「○」は工場等設置の許可制を、「△」は工場等設置の事前協議制をとっているものを示す。

第4 公害防止協定の締結状況

公害防止協定（環境保全協定と称されているものを含む。以下同じ。）は、地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即応したきめ細かい規制が可能であるところから、公害規制法、公害防止条例等を補完するものとして広く活用されている。

昭和54年10月1日現在で、市町村及び住民と事業者との間において締結されている協定は、市町村が把握しているもので245件と、前年度より18件増加している。これは、高石市において新設工場等を対象に計13件の協定が締結されたことなどによるものである。

なお、公害防止条例等に市（町）長あるいは事業者の責務として公害防止協定の締結に関する規定を設けている市町村数は12市町である。

公害防止協定を締結している事業所を業種別にみると、金属製品業が61件(21.1%)と最も多く、次いで化学工業39件(13.5%)、窯業・土石業33件(11.4%)と続いており（表3-15-8）、また、住民団体が単独で事業所と締結しているものは39件となっている（表3-15-9）。

表3-15-8 公害防止協定締結事業所の業種別内訳

(昭和54年10月1日現在)

業種	事業所数	業種	事業所数
農業等	2	窯業・土石	33
建設	8	鉄鋼	18
食料品	21	非鉄金属	4
衣服・繊維	6	金属製品	61
木材・木製品	8	機械・器具	10
紙・パルプ	14	電気等供給	5
化学工業	39	その他	46
石油・石炭製品	12	合計	289
ゴム・皮革	2		

(注) 1 本表は、環境庁の実施した「地方公共団体の環境保全対策について（昭和54年度）」をもとに作成したものである（以下表3-15-9及び表3-15-10について同じ。）。

2 一協定で異なる業種の事業所と締結している場合は、それぞれの業種に集計している。

表3-15-9 住民団体による公害防止協定締結状況

(昭和54年10月1日現在)

区分	締結件数
住民団体が単独で事業所と締結しているもの	39
地方公共団体と住民団体が共同で事業所と締結しているもの	3
地方公共団体と事業所の協定に住民団体が立会人として参加しているもの	5
合計	47

第5 公害防止資金の融資制度等の設置状況

中小企業者が行う公害防止施設等の整備を促進させるため、府下市町村のうち、10市が各種の公害防止資金の融資制度を設けている（表3-15-10）。

また、公害防止施設に対する補助金等の制度が13市町で設けられている（表3-15-11参照）。

以上の第1から第5までをとりまとめてその概要を示すと表3-15-11のとおりである。

表3-15-10 市町村における公害防止資金融資制度の設置状況

市町村名	制度の名称	融資対象者	資金の用途
大阪市	大阪市公害防止設備資金融資	市内で1年以上、事業を営んでいる中小企業者で公害防止の必要があると認められるもの	公害防止設備の設置改善、工場等の移転
堺市	堺市中小企業公害防止施設資金特別融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者又はその組合	大気汚染処理施設、汚水処理施設、騒音・振動その他市長が必要と認めた防止施設の設置
岸和田市	岸和田市中小企業公害防止資金特別融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者	公害を防止するために必要な機械装置等の設置、改善
高槻市	高槻市中小企業公害防止資金特別融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者	公害を防止するために必要な機械装置等の設置、改善又は事業場の移転
守口市	守口市小企業者事業資金融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる小企業者又はその組合	公害防止施設の設置等
寝屋川市	寝屋川市公害防止資金融資	市内で1年以上、事業を営んでいる小企業者	公害を防止するために必要な機械装置等の設置改善
門真市	門真市公害防止資金融資	市内で1年以上、事業を営んでいる中小企業者で公害防止の必要があると認められるもの	公害防止施設及び公害測定機器の設置
東大阪市	東大阪市中小企業公害防止資金特別融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者	公害を防止するために必要な機械、装置等の設置、改善又は事業場の移転
柏原市	柏原市小規模事業資金あっせん融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる小企業者又はその組合	公害防止設備の設置、改善
八尾市	八尾市中小企業公害防止資金融資	市内に工場等を有し6ヵ月以上引き続き事業を営んでいる事業者で公害防止の必要があると認められるもの	公害を防除又は防止する為に必要な機械、装置及び工作物の設置、改善、工場等の移転

(注) 「融資対象者」欄のうち「中小企業者」とは資本の額又は出資の総額が1億円以下又は従業員が300人以下の企業者をいい、「小企業者」とは資本の額又は出資の総額が300万円以下かつ従業員数が20人以下の企業者をいう。

(昭和55年 7月30日現在)

貸付条件			
融資限度額 万円	貸付期間	利率	利子補給
有担保 2,500 無担保 500 (組合は5,000)※	7年 (1年据置、半年均等返済)	8.5%	6.5% (小企業者は7.5%)
有担保 1,000 無担保 600	5年 (半年据置、毎月均等返済)	8.1%	5.0%
有担保 500 無担保 300	5年 (半年据置、半年均等返済)	7.1%	5.1% (小企業者は6.1%)
有担保 700 無担保 500	5年 (1年据置、半年均等返済)	8.4%	5.0% (小企業者は6%)
有担保 500 無担保 400	有担保 5年 無担保 4年 (半年据置、毎月均等返済)	7.4%	3.0%
400	5年 (1年据置、半年均等返済)	8.2%	全額補給
有担保 500 無担保 300	有担保 5年 (1年据置、隔月均等返済) 無担保 4年 (1年据置、隔月均等返済)	8.2%	8.1%
600	5年 (1年据置、半年均等返済)	8.1%	7.1% (小企業者は7.6%)
200	4年 (半年据置、毎月均等返済)	7.3%	3.0%
無担保 500	5年 (1年据置、半年均等返済)	8.1%	5.0%

※ 資金の使途が工場又は事業場の移転の場合、都市計画法第8条に定める工場専用地域の場合は5,000万円以内とする。

表3-15-11 市町村における公害・環境行政の概要一覧

市町村名	環境保全行政組織			条例事務委任状況			公害防止条例等の制定状況
	部(局)	課	職員数	大気	水質	騒音 振動	
		事務系 技術系	人 人				
大阪市	環境保健局 環境部	企画調整課					
		審査課 産業廃棄物 指導課 規制第1課 規制第2課	51	129	○	○	○
	下水道局 管 理 部	水質規制課					
堺市	公害対策部	監視課					
		規制指導課	13	54	△	○	○
		産業廃棄物指導課					
岸和田市	生活環境部	公害対策課	8	3		○	岸和田市環境保全条例
豊中市	公害対策部	公害対策課	9	13	△	○	豊中市環境保全条例
池田市	生活環境部	安全公害課	8	0		○	池田市環境保全条例
吹田市	環境保健部	公害対策課	10	15	△	○	吹田市公害防止条例
泉大津市	市長公室	生活環境課	6	4		○	泉大津市環境保全条例
高槻市	保健環境部	環境保全課	8	26	△	○	高槻市の公害防止と環境保全に関する条例
貝塚市	市民部	環境保全課	8	1		○	貝塚市環境保全条例
守口市	生活環境部	公害対策課	20	5		○	守口市民の環境をまもる基本条例
枚方市	生活環境部	公害対策課	11	8		○	枚方市公害防止条例
茨木市	企画部	公害対策課	6	7		○	茨木市の環境保全に関する条例
八尾市	生活環境部	公害課	6	15	○	○	八尾市公害防止条例
泉佐野市	環境経済部	公害交通課	4	2		○	
富田林市	産業部	生活環境課	3	0		○	富田林市の環境保全と向上に関する基本条例
寝屋川市	生活環境部	公害対策課	9	0		○	
河内長野市	生活環境部	市民生活課	2	0		○	河内長野市より良い環境をつくる条例
松原市	市民部	公害衛生課	4	1		○	
大東市	民生部	生活環境課	5	0		○	
和泉市	産業衛生部	交通公害課	4	2		○	
箕面市	市民部	総務課	3	1		○	箕面市環境保全条例
柏原市	市民部	市民安全課	5	3		○	

公害対策審議会等の設置状況	公害モニター等の設置状況	公害防止協定等の締結状況(件数)	公害防止資金融資制度の設置状況	公害防止施設補助金等の制度の設置状況
○			○	○
○			○	○
○		2	○	○
○	○			○
○	○	19		
		3		○
○		41	○	○
○		2		
			○	○
○	○	11		○
		10		
○		2	○	○
		3		
○				
	○	3	○	○
		1		
		1		
○				
○		8		
		1		
			○	

市町村名	環境保全行政組織			条例事務委任状況			公害防止条例等の制定状況
	部(局)	課	職員数	大気	水質	騒音 振動	
			事務系 技術系	人 人			
羽曳野市	生活環境部	環境保全課	2	1		○	
門真市	市民生活部	公害対策課	10	5		○	門真市生活環境基本条例
摂津市	市長公室	公害交通 対策課	4	0		○	摂津市生活環境条例
高石市	生活環境部	公害対策課	15	0		○	
藤井寺市	生活環境部	生活保全課	4	1		○	
東大阪市	都市公害部	環境保全課 公害審査課 企業団地整備課 公害規制課	23	34	△	○	東大阪市公害防止条例
泉南市	市民生活部	公害交通課	3	1		○	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例
四条畷市	市民部	生活環境課	3	1		○	四条畷市生活環境条例
交野市	生活環境部	生活環境課	3	1		○	交野市民の生活環境を守る条例
島本町	環境建設部	環境課	2	1		○	島本町生活環境保全に関する基本条例
豊能町		企画室	4	0		○	豊能町の環境保全に関する基本条例
能勢町		企画室	4	0		○	
忠岡町	生活環境部	産業公害課	6	0		○	忠岡町環境保全条例
熊取町	生活環境部	公害防災課	4	0		○	
田尻町		生活環境課	6	0		○	
岬町		環境対策課	4	1		○	
阪南町	住民部	環境対策課	2	0		○	
太子町	総務部	総務課	3	0		○	太子町環境保全に関する条例
河南町		産業経済課	9	0		○	
千早赤阪村		産業建設課	3	0		○	
狹山町	民生部	住民相談課	7	0		○	
美原町		生活環境課	2	0		○	
合計			326	335	(1 (5))	8	44
							23

(注) 条例事務委任状況欄の「○」は工場・事業場に対する規制権限の委任を示し、「△」は事業場のみに対する規制権限の委任を示す。

公害対策審議会等の設置状況	公害モニター等の設置状況	公害防止協定等の締結状況(件数)	公害防止資金融資制度の設置状況	公害防止施設補助金等の制度の設置状況
			○	○
		78		
○	○	47		
○		4	○	○
○				
○				
○		1		
		1		
		4		
				○
		1		
○		1		
		1		
20	5	245	9	13